

札幌市
保育士修学資金貸付

申込みのしおり

目 次

1 制度概要	2
2 申込みについて	3
3 貸付決定・交付について	5
4 修学資金に関する手続一覧	6
5 注意事項	8
6 返還免除対象となる施設（「従事先施設等」）一覧	9
7 保育士修学資金 各種様式（様式第1号～第25号） ...	10

※様式は、ページ番号を消して複写したものを使用してください。
（本会、ホームページからもダウンロードができます）

修学生の覚え書（必ず記入してください）

決定番号	_____
氏 名	_____
借受期間	年 月 から 年 月まで
借受月額	円（上限は50,000円）
入学・就職準備金	円（上限はそれぞれ200,000円）
借受総額	円
連帯保証人	
住 所 〒	_____
氏 名	_____
	電話番号 _____

1 制度概要

(1) 趣旨

指定保育士養成施設（以下、「養成施設」という）に在学中、もしくは令和2年度から入学予定の方（高等学校在学中の方）に、修学資金を貸付けて、養成施設への入学やその後の就職を容易にすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とします。

(2) 貸付内容

貸付額 (単位:千円)	修学資金	月額 50,000 円以内(総額 120 万円以内)
	入学・就職準備金	各 200,000 円以内
貸付期間	2年間を限度とする。	
利子	無利子	
交付	分割交付：6か月ごと ①4月交付(4～9月) ②10月交付(10～3月)	

※入学準備金または就職準備金のみの貸付はできません。

※養成施設の在学学生は入学準備金の申込みはできません。

(3) 返還免除

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、札幌市内（以下、「市内」という）の指定施設（以下、「保育所等」という）において、週20時間以上勤務で5年間（中高年離職者(※)の場合は3年間）継続して保育の業務等に従事した場合

※中高年離職者・・・養成施設入学時点において45歳以上で、かつ離職して2年以内の方

(4) 返還猶予（返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は返還の猶予が可能です）

- ① 養成施設卒業後、1年以内に保育士登録を行い、市内の保育所等において保育の業務に従事しているとき（5年を限度とする）
- ② 修学資金の貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき（正規の修学期間を限度とする）
- ③ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められるとき（2年を限度とする）

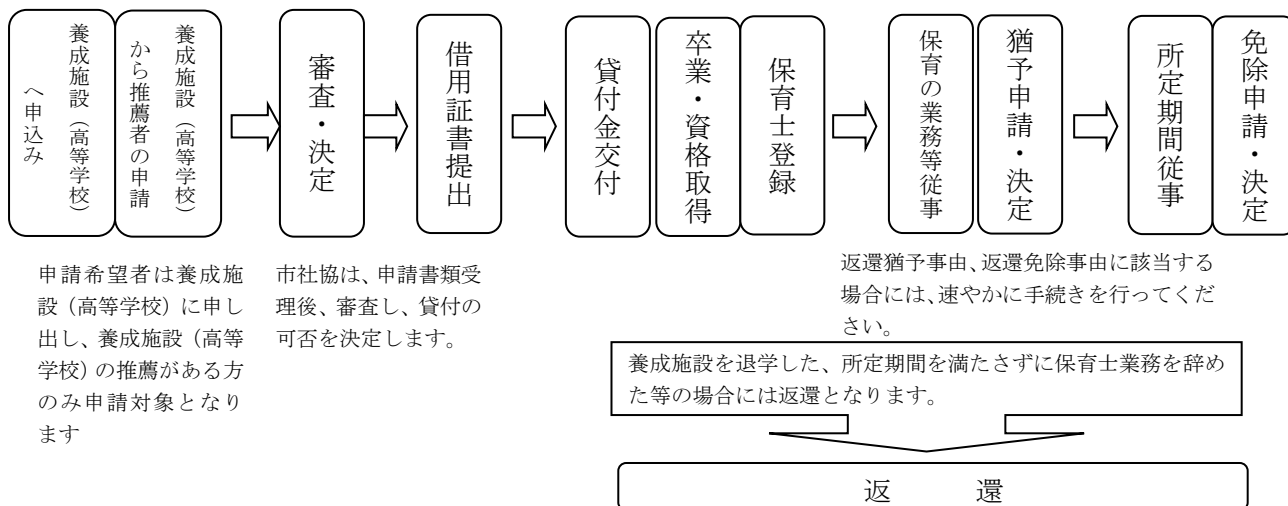
(5) 返還

返還期間	4年以内（貸付期間の2倍に相当する期間）
返還方法	月賦または半年賦の均等払い（繰上返還も可）
延滞利子	返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年5%の延滞利子を徴収

(6) 申込み及び貸付決定

在学する養成施設の長、もしくは高等学校長から推薦を受けられた方のみ、養成施設、もしくは高等学校を經由して、札幌市社会福祉協議会（以下、市社協という）に貸付申請がされます。市社協は申込内容を審査し、貸付の可否を決定します。

< 申込から返還免除までの流れ >



2 申込みについて

(1) 申込者の要件（次の要件をすべて満たしていること）

- ① 市内及び札幌市に隣接する市町村に所在地のある養成施設、または当該養成施設がその他の施設と連携した通信教育等に在学している、もしくは高等学校に在学中で令和2年度から入学する予定の方
- ② 学業が優秀である方（高等学校又は専修学校高等課程の1年から申し込み時までの成績平均値が概ね3.5以上を目安とし、養成施設の長、もしくは高等学校長から推薦を受けた方）
- ③ 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる方（※）
- ④ 他都道府県等が実施する保育士修学資金を借受けていない方
- ⑤ 高等学校在学中は、養成施設の合格通知書が届いた方
- ⑥ 卒業後、5年以上（中高年離職者の場合は3年以上）市内の保育所等にて保育の業務に従事する意思を有する方

（※）下表のとおり。

世帯人数	給与所得者	給与所得以外
3人以下	791万円	383万円
4人	847万円	439万円
5人	1,124万円	716万円

給与所得者の場合・・・所得証明書等における収入金額（控除前）

給与所得以外の場合・・・所得証明書などにおける所得金額

（独立行政法人日本学生支援機構における第一種奨学金の基準に準拠）

- (2) 中高年離職者
- ① 申込者が養成施設入学時点において45歳以上、かつ離職して2年以内の場合は、中高年離職者として扱います。
 - ② この場合、返還免除に関わる従事期間が3年間となります。
 - ③ 貸付決定した後に、中高年離職者として申告いただいても承認することはできません。
- (3) 未成年者
- ① 申込者が未成年者の場合は、貸付申込みに関して親権者の同意が必要となります。
 - ② 同意については、貸付申込書の「親権者の同意欄」に親権者ご自身による署名捺印があることをもって確認します。
- (4) 連帯保証人(次の要件を満たしている連帯保証人を1名立てなければならない)
- 【申請者が未成年の場合】**
- ① 親権者など法定代理人であること（所得税が課税されていること）。
 - ② 他都道府県等が実施する同資金の他の連帯保証人になっていないこと。
- 【申請者が成人の場合】**
- ① 別世帯で自ら独立した生計を営む成人者であること（所得税が課税されていること）。
 - ② 他都道府県等が実施する同資金の他の連帯保証人になっていないこと。
- (5) 申込方法
- ① 貸付申請書は、本会ホームページから入手してください。
 - ② 貸付申請書を記入の上、必要書類を添付して、定められた期日までに養成施設に提出してください。
※養成施設は、推薦ができる場合に限り、申請書類に推薦書を添付し市社協に貸付申請を行います。
 - ③ 養成施設への書類提出期限は、各養成施設にお問い合わせください。提出期限までに連帯保証人等を含めた必要書類がすべて揃わない場合は、申込みは受理されませんのでご了承ください。
- (6) 入学準備金及び就職準備金の申込について
- ① 入学準備金、就職準備金のみでの申請はできません。
 - ② 入学準備金は入学年次に、修学資金とあわせて申請してください。
 - ③ 就職準備金は卒業年次に、卒業見込書等を添付のうえ、養成校に申請してください。
 - ④ 貸付期間は最大2年間であるため、修学年数が3年以上の養成施設に在学している場合は、既に修学資金の貸与を受けている場合に限り、卒業年次に就職準備金のみでの申請を行うことができます。(例: 4年生の学校の場合、1、2年生で修学資金の貸与を受け、4年生で就職準備金を申請)

(7) 貸付申請書類記入上の注意

- ① 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
- ② 申請書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんのでご注意ください。
- ③ 貸付申請書は、それぞれ借入申込者・連帯保証人・親権者ご自身による署名捺印をお願いします。

(8) 住民票について

- ①発行後3か月以内で、申請書に記入した現住所の住民票で、世帯主の氏名、本籍、筆頭者、変更事項の省略のないものを提出してください。
- ②マイナンバーの記載のない住民票を提出してください（マイナンバーの記載のある住民票は受付できません）。

(9) その他

- ①本会が実施する各種貸付資金に滞納がある場合は申請できません。

3 貸付決定・交付について

(1) 借用証書の取り交わしについて

貸付を決定した場合は、借受人及び連帯保証人が市社協に来所し手続きを行います。

(2) 交付方法について

- ①年2回の分割交付となります。（4月、10月）
- ②初回は借用証書手続き後の送金となり、2回目以降は在学の確認を行ったうえで送金されます。

4 修学資金に関する手続一覧

区分	事項	提出書類	様式
養成施設に在学中・入学予定	資金の貸付を受けようとする時	1 申込者 ①保育士修学資金貸付申請書 ②同意書 ③養成施設の長、もしくは高等学校長の推薦書 ④高等学校在学中は、養成施設の合格通知書の写し ⑤住民票（マイナンバーの記載のないもの） ・世帯全員のもので省略していないもの ・発行後3ヶ月以内で、申請書に記入した現住所の住民票 ⑥所得を証明する書類（申込者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員について以下のいずれか一つを提出） ・源泉徴収票 ・確定申告書（控）の写し（税務署の受付印のあるもの、もしくは受付印が無いものは「所得証明書（税額が記載されているもの）」） ⑦中高年離職者の場合は、離職して2年以内であることを証明する書類をいずれか一つ ・雇用被保険者離職証明書 ・離職先の会社等による離職証明書 2 連帯保証人 ①住民票（発行後3ヶ月以内で、申請書に記入した現住所の住民票で省略していないもの） ②所得を証明する書類 ・源泉徴収票 ・確定申告書（控）の写し（税務署の受付印のあるもの、もしくは受付印が無いものは「所得証明書（税額が記載されているもの）」） ※申請者が未成年で、連帯保証人が同一世帯の親権者等の場合は2①、②の書類は不要です	第1号 第2号 第3号 — — — — — — — — —
	貸付決定を受けた時	①誓約書 ②振込口座届出書 ③借用証書（申請者が収入印紙を貼付）	第4号 第5号 第6号
	貸付を受けることを辞退する時	①辞退届	第7号
	在学中に定期的に提出	①就学確認書 ②在学証明書：年2回	第8号 —
	休学（復学）した時	①休学・復学・退学届	第9号
	退学した時	①休学・復学・退学届 ②返還協議書	第9号 第10号
	停学の処分を受けた時	①停学・退学処分届	第11号
	退学の処分を受けた時	①停学・退学処分届 ②返還協議書	第11号 第10号
	貸与契約解除後も引き続き養成施設等に在学している時	①修学資金返還猶予申請書 ②在学証明書	第12号 —
	卒業年次に就職準備金を申し込む場合	①就職準備金貸付申請書 ②卒業見込証明書等	第13号 —
	卒業した時	①卒業（修了）届 ②卒業証書または養成施設を修了したことが確認できる書類の写し	第14号 —

区分	事項	提出書類	様式
卒業後・就業後 (修学資金等の貸付が完了した者)	保育士登録をした時	①資格登録届 ②保育士証の写し	第15号 —
	保育士業務に従事した時	①業務開始届	第16号
	卒業後1年以内に保育士の登録をしなかった、若しくは免除対象となる業務(以下「免除対象業務という。」)に従事しなかった時	①返還協議書	第10号
	保育士登録を行った者が免除対象業務に従事することができなかつた場合で、卒業後2年以内に免除対象業務に従事する意思がある時	①修学資金返還猶予申請書	第12号
	業務従事中に定期的に提出	①年1回:就業証明書(4月) ②年1回:就業確認書(10月)	— 第17号
	引き続き5年(中高年は3年)間免除対象業務に従事し、返還の免除を希望する時	①修学資金返還債務免除申請書 ②業務従事期間証明書	第18号 第19号
	上記以外で、2年以上免除対象業務に従事し、返還の一部免除を希望する時	①修学資金返還債務免除申請書 ②返還協議書 ③業務廃止届 ④業務従事期間証明書	第18号 第10号 第20号 第19号
	修学資金の返還債務の免除を受ける前に免除対象業務に従事しなくなった時	①業務廃止届 ②返還協議書	第20号 第10号
	返還債務の免除を申請せず返還を希望する時	①返還協議書	第10号
卒業後・就業後	転職や異動等により、免除対象業務の施設等を変更した時	①業務従事施設等変更届 ②以前の勤務先で従事していたことを証明する書類 ③転職先の採用辞令書または雇用契約書の写し ④業務従事期間証明書	第21号 — — 第19号
	死亡または障害、行方不明等により修学資金を返還することができなくなったとき	①死亡・行方不明等届 ②死亡届または住民票除票を添付	第22号 —
その他	住所または氏名を変更した時	①住所・氏名等変更届 ②転居の場合は住民票、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付	第23号 —
	連帯保証人を変更したい時	①連帯保証人変更届 ②連帯保証人の住民票・印鑑証明書	第24号 —
	連帯保証人の住所または氏名等に変更がある時	①連帯保証人住所・氏名等変更届 ②転居の場合は住民票、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付	第25号 —

※貸与中又は卒業後に住所や氏名を変更した場合は、速やかに住所・氏名変更届及び変更の事実が確認できる資料を提出するとともに、市社協まで連絡してください。特に、貸与中は修学資金の振込みができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

5 注意事項

(1) 決定番号について

市社協では貸付決定時に付した決定番号により、個人の貸付金の状況を管理しております。修学資金の貸与決定時に付与する決定番号は、修学資金に関するすべての手続が完了するまで（免除又は返還の終了まで）、忘れないようにしてください（他の奨学金の決定番号、卒業生番号、保育士証番号などと間違えないでください）。

(2) 返還の猶予期間中の転職について

養成施設を卒業後、免除対象施設等（「従事先施設等」：9ページ参照）に就業する方は返還の猶予の申請をしてください。また、別の保育所等に転職される場合、引き続いて返還免除の期間として算入するためには、原則として、前の保育所等の退職月から3か月までに新しい業務に就業する必要があります。

《例》：2019年8月15日付けで退職した場合には、2019年11月30日までに業務に従事する必要があります。

転職先が免除対象の業務に該当するか否か分からない場合、業務を変更又は退職される場合は市社協まで連絡してください。

(3) 就業後の返還の猶予について

就業してから出産休暇・育児休暇など、就業先の規程により休職等される場合は、返還猶予の対象となりますが、必ず事前に市社協まで連絡してください。（ただし、その間を業務従事期間として算定することは出来ません。）なお、休職せず退職される場合には、返還となる場合がありますので必ず連絡してください。

6 返還免除対象となる施設（「従事先施設等」）一覧

施設・事業の根拠	対象となる施設・事業
—	国立児童自立支援施設等（国立高度専門医療研究センター、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む）
児童福祉法	児童発達支援を行う施設等（児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設）、放課後等デイサービスを行う施設等、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童相談所に設けられた児童の一時保護施設、指定保育士養成施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、認可外保育施設（届出を行った施設、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設、病院内保育所運営事業の助成を受けている施設、国、都道府県または市町村が設置する施設）、企業主導型保育事業
学校教育法	幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設（※）、認定こども園への移行を予定している施設
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	認定こども園
子ども・子育て支援法	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

（注）中高年離職者（入学時に45歳以上であって離職後2年以内の者）が、3年間での返還免除を受けるためには、その証明が必要となります。

（※）札幌市一時預かり事業の対象園として認定を受けている施設